

## 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程

平成16年4月 8日制定  
平成17年4月18日一部改正  
平成19年1月10日一部改正  
平成19年3月27日一部改正  
平成19年6月18日一部改正  
平成20年6月20日一部改正  
平成21年3月27日一部改正  
平成21年6月16日一部改正  
平成22年5月12日一部改正  
平成23年5月23日一部改正  
平成24年3月21日一部改正  
平成25年3月14日一部改正  
平成26年3月25日一部改正  
平成27年1月21日一部改正  
平成27年7月 7日一部改正  
平成28年6月14日一部改正  
平成29年6月16日一部改正  
令和元年6月 6日一部改正  
令和2年3月27日一部改正  
令和3年2月26日一部改正  
令和4年11月30日一部改正  
令和5年2月6日一部改正  
令和6年6月4日一部改正

### (目的)

第1条 この規程は、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（以下「推進会議」という。）における事務の取扱について必要な事項を定め、事務処理を適正かつ能率的にすることを目的とする。

### (事務処理の原則)

第2条 推進会議における事務処理は、軽易なものを除き、全て文書をもって行わなければならない。

- 2 ファクシミリ、電子メールその他の方法で照会、回答、報告又は打合せ等を行ったときは、文書に準じて処理する。
- 3 推進会議の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第3条 推進会議の事務処理は、次の表の左欄に掲げる事務局が、同表の中欄に掲げる事務を分担して行うものとし、同表の右欄に掲げる者を責任者とする。

福島県	経営所得安定対策等に係る事務 経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務 物価高騰に伴う穀類乾燥調製施設支援事業の実施に係る事務 畑作物産地形成促進事業の実施に係る事務 コメ新市場開拓等促進事業の実施に係る事務 その他規約第4条第1項第2号に係る事務	農林水産部水田畑作課長
福島県農業協同組合中央会	水田農業改革支援事業(経営所得安定対策等推進事業費)補助金等に係る事務 経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務 物価高騰に伴う穀類乾燥調製施設支援事業の実施に係る事務 畑作物産地形成促進事業の実施に係る事務 コメ新市場開拓等促進事業の実施に係る事務 その他規約第4条第1項第2号に係る事務	水田農業を担当する部署の長
全国農業協同組合連合会 福島県本部	経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務	米穀部長
福島県米穀肥料協同組合	経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務	理事長
福島県米麦事業協同組合	経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務	理事長
福島第一食糧卸協同組合	経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務	代表理事
福島県担い手育成総合支援協議会	経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務	会長((一社)福島県農業会議事務局長)

2 専門部会に関する事務処理は、会長が別に定める専門部会設置要領の規定にもとづき実施するものとする。

(雑則)

第4条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程、推進会議規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 (平成16年4月8日議決)

この規程は、平成16年4月8日から施行する。

附 則 (平成17年4月18日議決)

この規程は、平成17年4月18日から施行する。

附 則 (平成19年1月10日議決)

この規程は、平成19年1月10日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日議決)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月18日議決)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月20日議決)

この規程は、平成20年6月20日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日議決)

この規程は、平成21年3月27日から施行する。

附 則 (平成21年6月16日議決)

この規程は、平成21年6月16日から施行する。

附 則 (平成22年5月12日議決)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成21年産の取組に係る水田農業構造改革対策、耕畜連携水田活用対策及び水田等有効活用促進対策については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年5月23日議決)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 地域水田農業活性化緊急対策実施要綱に係る取組及び平成22年度以前に行われた水田農業構造改革対策実施要綱等に係る取組については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年3月21日議決)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月14日議決)

1 この規程は、平成25年3月14日から施行する。ただし、附則第2項及び第3項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

2 第3条中「農業者戸別所得補償制度等」を「経営所得安定対策等」に改める。

3 第3条中「水田農業改革支援事業(農業者戸別所得補償制度推進事業費)補助金」を「水田農業改革支援事業(直接支払推進事業費)補助金」に改める。

附 則（平成26年3月25日議決）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月21日議決）

この規程は、平成27年1月21日から施行する。

附 則（平成27年7月 7日議決）

この規程は、平成27年7月 7日から施行する。

附 則（平成28年6月14日議決）

この規程は、平成28年6月14日から施行する。

附 則（平成29年6月16日議決）

この規程は、平成29年6月16日から施行する。

附 則（令和元年6月6日議決）

この規程は、令和元年6月6日から施行する。

附 則（令和2年3月27日議決）

この規程は、令和2年3月27日から施行する。

附 則（令和3年2月26日議決）

この規程は、令和3年2月26日から施行する。

附 則（令和4年11月30日議決）

この規程は、令和4年12月21日から施行する。

附 則（令和5年2月6日議決）

この規程は、令和5年2月6日から施行する。

附 則（令和6年6月4日議決）

この規程は、令和6年6月4日から施行する。